

鹿 児 島 県 公 報

平成27年5月8日（金）第3108号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告

示

- 土地改良区の役員の就退任の届出 (農地整備課取扱い) 1
○県営土地改良事業の換地計画の決定 (農地整備課取扱い) 2
○平成27年度自衛官の募集 (危機管理防災課取扱い) 2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 2

公

告

- 平成27年度毒物劇物取扱者試験公告 (薬務課取扱い) 3
○開発行為に関する工事の完了公告 (建築課取扱い) 4

告

示

鹿児島県告示第462号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により，出水干拓東土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成27年5月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 就任した役員の氏名及び住所

- 理事 尾籠 政斗 出水市高尾野町下水流2320番地7
理事 橋口 智章 出水市汐見町1150番地
理事 福重 康人 出水市高尾野町柴引1278番地
理事 松本 敏郎 出水市高尾野町下水流1856番地2
理事 竹林 圭一 出水市高尾野町江内890番地
理事 松元 浩文 出水市高尾野町下水流1905番地3
理事 大平 規光 出水市高尾野町上水流585番地
理事 坂元 俊徳 出水市荘2256番地2
監事 岩元 民男 出水市浦田町159番地
監事 野付 弘 出水市高尾野町柴引706番地5

(任期 平成27年4月17日から平成31年4月16日まで)

2 退任した役員の氏名及び住所

- 理事 樺山 守 出水市高尾野町下水流1856番地1
理事 橋口 智章 出水市汐見町1150番地
理事 尾籠 政斗 出水市高尾野町下水流2320番地7
理事 野付 弘 出水市高尾野町柴引706番地5
理事 松本 敏郎 出水市高尾野町下水流1856番地2
理事 鳥飼 重人 出水市高尾野町江内1505番地1
理事 大平 規光 出水市高尾野町上水流585番地
理事 坂元 浩徳 出水市荘2400番地2
監事 岩元 民男 出水市平和町1721番地

監事 宮原 忍 出水市高尾野町下水流2162番地3

鹿児島県告示第463号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営畑地帯総合整備（担い手育成型）岩崎針本地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年5月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成27年5月11日から同年6月5日まで
- 3 縦覧場所
南さつま市金峰支所農地整備課

鹿児島県告示第464号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、平成27年度第2次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

平成27年5月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 募集種目
自衛官候補生（男子）
- 2 募集期間
平成27年5月11日から同年7月3日まで
- 3 試験期日
平成27年7月11日
- 4 応募年齢
採用予定月の1日現在において18歳以上27歳未満の者
- 5 試験場の位置及び名称

試験場の位置	試験場の名称
霧島市国分福島二丁目4番14号	陸上自衛隊国分駐屯地
奄美市名瀬永田町17番3号	鹿児島県大島支庁及び委託病院

- 6 応募手続
応募しようとする者は、志願票に所定の事項を記入の上、住所地を管轄する市町村長に提出すること。

なお、志願票は、各市町村において交付する。

始良・伊佐地域振興局告示第10号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成27年5月8日

始良・伊佐地域振興局長 牟田神圭介

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
サポートハウス すてっぷ	霧島市国分山下 町14番4号	特定非営利活動 法人ひとなる会	霧島市国分福島 三丁目27番6号	伊藤 悦朗	平成27年 4月1日	生活介護

公 告

平成27年度毒物劇物取扱者試験公告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、平成27年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成27年 5 月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 試験の日時

(1) 試験の期日

平成27年 8 月 4 日 (火)

(2) 試験の時間

午前10時から正午まで

2 試験の場所

鹿児島県市町村自治会館（鹿児島市鴨池新町7番4号）

マリnpレスかごしま（鹿児島市与次郎二丁目8番8号）

3 試験の区分等

試験の区分	試験の種類	試験を行う事項
一般毒物劇物取扱者試験	筆記試験	1 毒物及び劇物に関する法規 2 基礎化学 3 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号。以下「省令」という。）別表第1に掲げる毒物及び劇物，特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第2に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法
農業用品目毒物劇物取扱者試験		
特定品目毒物劇物取扱者試験		
	実地試験（試験では実物は使用しない。）	毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第1に掲げる毒物及び劇物，特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第2に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法

4 受験資格

制限はない。

5 試験手数料

10,700円

6 受験手続

(1) 提出書類等

ア 受験願書

イ 住民票の写し（戸籍の表示を記載したもの又は本籍のない者及び本籍の明らかでない者についてはその旨を記載したものに限る。）

ウ 履歴書（学歴，職歴等を記入したもの）

エ 写真（出願前6月以内に撮影した縦5.5センチメートル，横4.5センチメートルの脱帽正面上半身像のもので，裏面に氏名及び生年月日を記載したもの）

オ 試験手数料（10,700円分の鹿児島県収入証紙を受験願書に貼って提出すること。なお，提出書類等を受理した後は，試験手数料は返還しない。）

(2) 提出書類等の提出先

区 分	提 出 先
鹿児島市又は県外に居住	鹿児島県保健福祉部薬務課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵

する者	便番号 890-8577)
上記以外の者	その者の住所地を所轄する保健所

7 提出書類等の受付期間

平成27年6月8日（月）から同月19日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、平成27年6月19日の消印のあるものまで受け付ける。

8 受験願書の用紙の交付

受験願書の用紙は、鹿児島県保健福祉部薬務課及び県の各保健所において交付する。

なお、同用紙を送付の方法により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、92円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

9 合格者の発表及び合格証の交付

(1) 合格者の発表は、平成27年9月4日（金）午前10時から午後5時15分までの間、鹿児島県保健福祉部薬務課前の廊下及び県の各保健所に掲示して行う。

(2) 合格者には合格証を交付する。

10 その他

(1) 試験についての照会は、鹿児島県保健福祉部薬務課（電話099-286-2111 内線2807）又は県の各保健所に対して行うこと。

(2) 受験願書の本籍（都道府県名のみ）、氏名及び生年月日の欄は、戸籍記載のとおり記入すること。

(3) 提出書類等を送付の方法により提出する場合は、必ず書留郵便によるものとし、封筒の表に「毒物劇物取扱者試験願書在中」と朱書すること。

(4) 受験票は、受験願書を受理した後、受験願書を提出した者に対して郵送により交付する。

.....

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年5月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

薩摩川内市樋脇町塔之原字樋脇水流3940番38の一部、3940番39、3940番40、3940番41、3940番42の一部、3940番44の一部、3940番49、3940番54、3940番55、3940番58、3940番59の一部、3977番1の一部、3977番4の一部、3989番1の一部、3989番2、3989番3、3990番の一部、3991番2、3991番4、3992番1、3992番4、3995番1、3995番2、3996番、4014番、4015番、4016番、4017番、4018番、4019番、4020番、4021番の一部、4023番、4024番、4025番、4028番1、4038番1、4038番2、4038番5、4039番1、4040番、4044番1、4045番1、4047番1、4053番、4054番、4055番、4056番の一部、4057番の一部及び4058番の一部

2 公共施設の種類、位置及び区域

道路 薩摩川内市樋脇町塔之原字樋脇水流3940番42の一部、3940番44の一部、3977番1の一部、3977番4の一部、3989番1の一部、3990番の一部、3992番1の一部、3992番4の一部及び3995番2の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

薩摩川内市樋脇町塔之原岩元5270番地

社会福祉法人拓洋会

理事 高橋洋治